

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月11日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名称

株式会社かまいしDMC

(2) 設立の目的

釜石市観光振興ビジョン「オープン・フィールド・ミュージアム構想」を強力に展開するため、市と一体となって各団体との連携協力のもとに観光地域づくりに取り組むことを目的として設立された。

(3) 市との関係

出資及び財政援助（補助金）団体、公の施設の指定管理者

① 出資金額 15,000,000 円

出資年月日 平成 30 年 4 月 2 日

資本金 22,500,000 円

出資割合（持株比率） 66.7%

② 釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想推進事業補助金

平成 30 年度 5,143,633 円

③ いのちをつなぐ未来館の指定管理者

指定期間 平成 31 年 3 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 2,834,000 円

④ 鵜の郷交流館の指定管理者

指定期間 平成 31 年 3 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 578,000 円

⑤ 釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者

指定期間 平成 31 年 3 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 1,914,000 円

3 監査の実施期間

令和元年 11 月 11 日から令和元年 11 月 21 日まで

4 監査の範囲

平成 30 年度事業全般に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、補助金の交付手続は適切か、補助事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、指定管理施

設は適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

事業は、出資及び補助目的に沿っておおむね適正に執行され、経営成績及び財政状態は良好であると認められた。また、指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名 称

社会福祉法人釜石市社会福祉協議会

(2) 設立の目的

釜石市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された。

(3) 市との関係

財政援助（補助金）団体、公の施設の指定管理者

① 釜石市社会福祉協議会運営費補助金

平成 30 年度 18,175,000 円

② 釜石市老人福祉センターの指定管理者

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 6,898,000 円

③ 釜石市ふれあい交流センター清風園の指定管理者

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 1,352,000 円

④ 釜石市児童館の指定管理者（鵜住居、唐丹、栗林、上中島）

指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

指定管理料 平成 30 年度 38,628,885 円

3 監査の実施期間

令和 2 年 1 月 20 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

4 監査の範囲

平成 30 年度運営費補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

補助金の交付手続は適切か、補助事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、指定管理施設は適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

事業は、補助目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。また、指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。